



広
報

みなみぼうそう

ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷 南房総

「非核平和都市宣言」 「青色申告の都市宣言」

ホームページアドレス <http://www.city.minamiboso.chiba.jp> (本紙の記事はホームページでもご覧いただけます)



早春ちばめぐり
房総発見伝 春
1月1日～3月31日

南房総市
安全安心
メール
配信登録
QRコード



南房総市
携帯帯
サイト



人口の動き (平成19年12月1日現在)

総人口(-34) 44,888人	男(-24) 21,466人	女(-10) 23,422人	世帯数(+7) 16,972世帯
出生 19人	死亡 61人	転入 86人	転出 80人

()内は前月比

海からの、森からの風が出会う ローズマリー公園!



ノット式と呼ばれる幾何学的な庭園(ヨーロッパの手法)を取り入れた、全国でも珍しいタイプの公園です。

CONTENTS

1

No.22
2008
平成20年
月号

お知らせ	10
新年のごあいさつ	2
定例記者会見・12月補正予算など	3
住民税の変更	4
市政懇談会報告	6
市長への手紙掲示板	8
こんなことがありました	9
エコニュース～南房総市環境基本条例～	12
知っておこう障害福祉制度	
～重度心身障害者医療費支給制度～	13
健康だより～基本健康診査の結果～	14
10大ニュース・市にまつわる民話	15
まちづくりの主役たち	16



南房総市長
石井 裕

明けましておめでとうございます。市民の皆さまには健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

合併2年目の昨年は、市民と行政が一体となって市の今後10年間の柱となる「南房総市総合計画」を策定することができました。いよいよ今年はこの計画を実行に移していくこととなりますが、次の4つの大きなテーマをまちづくりの基本とし、市民の皆さまとの対話を通して一生懸命努力してまいりたいと考えております。ご支援ご協力をお願い申し上げます。

1つ目は、「環境・観光都市づくり」この地域の環境を大切にし、またその環境を生かし、観光について地域をあげて取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目は、「市民の皆さまとの協働によるまちづくり」

広い市域をカバーし、多様化する住民ニーズに対応していくためには、

やはり市民の皆さまのご協力をいただくながら、さまざまな分野で市民との協働を進めながらまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

3つ目は、「教育の充実」

まちづくりは人づくり、やはりこの地域の将来を担う人材をしっかりと育てていくことが大切であり、そのためには、学校現場はもとより、家庭教育の充実、さらには生涯学習の充実を図り、子どもから大人まで学びを通じた人づくり、地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

4つ目は、「産業の育成」

現在、この地域のリーディング産業は、観光産業であります。これは民宿や旅館といった宿泊業ばかりではなく、第一次産業あるいは商工業との連携という広い意味での観光産業ととらえております。これまでの観光産業とは違った視点での新しい分野での産業の芽を育てていくことがこの地域にとって大事であると考えております。

結びに輝かしい平成20年が、市民の皆さまにとりまして素晴らしい年になりますよう、併せて南房総市の限らない発展を祈念し、新年のごあいさついたします。



南房総市議会議長
渡邊 政久

明けましておめでとうございます。市民の皆さまには希望に満ちた新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。と同時に、日ごろからの議会活動におけるご理解、ご支援に心より深く感謝申し上げます。

早いもので合併後2回目の新春を迎えますが、これまで南房総市議会としまして、「市民と一体となった地域」を早期に実現するため、山積する諸問題に誠心誠意、積極的に取り組んでまいりました。

さて、昨年は国内外の政治・経済・社会情勢が激しく揺れ動き、私たちの生活にも厳しい影響が現れた一年でありました。

国内においては、景気回復の傾向がやや見え始めたとはいえ、三位一体改革推進の中、地方財政が大変厳しい状況におかれており、地域のことは地域で対応すべく、その責任を負うという地方分権の時代にあつて、地方議会の果たす役割はきわ

て大きく、かつ重要となっております。

こうした中、これからのまちづくりの指針となる「南房総市総合計画・基本構想」を昨年12月議会で議決し、南房総市らしさの形成を基本方針とし、新たなまちづくりの理念に沿って、平成20年度から基本構想の実現を図ってまいります。「活力とうるおいに満ちた快適・安全な生活のまち」の実現のため行政との連携を図りながら、恵まれた自然環境を大切にし、より豊かな住みよまづくりを目指して、今後、さらに創意工夫を重ね、市民の皆さまの期待に応えられるよう決意を新たにしているところでございますので、どうか本年も相変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年一年が市民の皆さまにとりまして幸せな年でありますようお願い申し上げます。



12月市長記者会見

12月25日(火)実施

会見項目

- ① 産業まつりについて
- ② 『南房総の食』新商品発表会について

『南房総の食』新商品発表会

～マスコミや旅行会社および関係機関を対象に～



古式料理



鯨料理



花料理



里見和豚料理

日時 1月29日(火)

午後1時30分から午後3時まで

場所 千倉福祉センター(高家神社隣接)

担当課 観光プロモーション課 TEL 33-1091

市では、基本的に月1回の定例記者会見を実施します。記者会見の内容は広報紙やホームページに掲載します。



房総地鶏料理

一般会計補正予算(第6号および第7号)12月定例会で可決

補正予算第6号は、千倉清掃センター焼却停止に伴う処理費の追加、市道改良事業の事業執行に伴う減額、事業費精算および国、県補助事業の新規採択に伴う増などが主なものです。

補正予算第7号は、土地開発基金条例の改正に伴う基金会計からの繰入および財政調整基金への積み立て1億300万円を追加するもので、補正後の予算総額は202億2,614万9千円となりました。

問い合わせ 財政課 TEL 33-1022

定例記者会見・補正予算・ブックスタート

「絵本をひらくことで、だれもが楽しく赤ちゃんとゆっくり心ふれあうひとときがもてるように」

～南房総市でブックスタートがはじまりました～

ブックスタートってなあに？

ブックスタートは、肌のぬくもりを感じながら、ことばと心を通わずそのかけがえのないひとときを、「絵本」を介して持つことを応援する運動です。イギリスで始まり、日本中に広まりつつあります。市では、3カ月から5カ月までの赤ちゃんへBCG接種のあとに、ボランティアが読み聞かせをして絵本を手渡しています。

なぜ「赤ちゃん」なの？

まだ字を読むことも、ことばの意味を理解することもできない赤ちゃんですが、絵をじっとみつめたり、指さしたり、読んでくれる人を見つめてその声に耳を澄ませたりと、赤ちゃんなりの絵本の楽しみ方があります。絵本を「読む」のではなく、大好きな人と一緒に、その楽しいひとときを「分かちあう」…。そんなひとときを、できるだけ早く届けたいからです。



なぜ「絵本」なの？

絵本を開くとそこには絵があり、リズムのあることばがあふれていたり、赤ちゃんに語りかける要素がたくさんつまっています。絵本はだれもがごく自然に、赤ちゃんのとなりでやさしい言葉を語りかけることができるものだからです。

参加されたお母さんたちの声

赤ちゃんが楽しそうに聞いていたのでよかったです。

4カ月の子どもですが、ちゃんと読み聞かせを聞いて絵を見ていました。こんなに小さくても関心があるんだと思いました。まだまだ早いだろうと思っていたけどこれからどんどん読んであげたいです。

本(絵)がとてもきれいでステキでした。これからたくさん読み聞かせをしてあげたいと思います。

3人目にして初めてのことで、子どもとの時間を過ごす事の大切さを知ることができました。

問い合わせ 子育て支援課 TEL 36-1153

平成20年度個人住民税

損害保険料控除から地震保険料控除/高齢者非課税措置の廃止/税源移譲の所得変動に伴う経過措置
住民税からの住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の創設 **が変更となります**

【控除内容】

区分	支払った保険料の金額	控除額
①地震等 損害保険料	50,000円以下	支払った保険料の2分の1
	50,000円超	一律に25,000円
②長期 損害保険料	5,000円以下	支払った保険料の全額
	5,000円を超え 15,000円以下	支払った保険料の金額 ×2分の1+2,500円
	15,000円超	一律に10,000円
①、②の両方 がある場合	①、②それぞれで求めた金額の 合計額が25,000円以下	合計額の全額
	①、②それぞれで求めた金額の 合計額が25,000円超	一律に25,000円

※ただし一つの損害保険契約が、地震保険契約と長期損害保険契約のいずれにも該当する場合は、地震保険料控除または長期損害保険料控除のどちらか一方の控除しか受けられません。

◆損害保険料控除から地震保険料控除へ

損害保険料控除が変更され、新たに地震保険料控除が創設されました。居住者等の所有する居住用家屋・生活用動産を対象とした損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料を支払った場合には、平成20年度から住民税の控除の対象となります。経過措置として、一定の長期損害保険契約等（注）については従前の損害保険料控除が適用されます。

（注）一定の長期損害保険契約等とは、次の要件を満たすものをいいます。

1. 平成18年12月31日までに締結した契約（保険期間または共済期間の始期が平成19年1月1日以降のものはありません）
2. 保険期間または共済期間が10年以上で満期戻金が支払われる契約
3. 平成19年1月1日以降にその損害契約等の変更をしていないもの

◆高齢者非課税措置の廃止

平成17年1月1日において65歳に達していた人（昭和15年1月2日以前の出生者）で、前年の合計所得金額が125万円以下の人についての経過措置が廃止されます。

平成19年度分	平成20年度以降
所得割額の 3分の2を課税 均等割額2,600円	所得割額の全額課税 均等割額の全額課税 4,000円

◆税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置

（平成19年度分の住民税のみに適用されます）

平成19年中の所得が大きく下がったり所得税がかからなくなる人には、平成19年度分の住民税を税源移譲前の税額まで減額する経過措置が設けられました。

対象となる人

次の①、②の条件を両方とも満たし③の条件に該当しない人が対象となります。

申告の方法

平成20年7月1日から7月31日までの間に、平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ減額申告書を提出してください。

ただし、平成19年度分の住民税が南房総市で課税されており、平成20年度も引続き南房総市に住んでいる人の内、該当する場合には、平成20年6月末ごろまでに、南房総市から申告書を送付する予定です。

- ① 平成19年度住民税の課税所得金額（注1）（分離分を除く）
＞ 所得税と住民税の人的控除額の差（注2）の合計額
- ② 平成20年度住民税の課税所得金額（注1）（分離分を含む）
≤ 所得税と住民税の人的控除額の差（注2）の合計額
- ③ 減額措置の対象にならない人

（注1）課税所得金額とは各所得の合計から基礎控除・扶養控除・社会保険料控除等の各種所得控除を差引いた金額

（注2）人的控除額の差は次ページの「(別表) 所得税と住民税の人的控除の差」を参考にしてください。

対象とならない人

- 平成19年中に亡くなった人
- 海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住していない人
- 寄付金控除、医療費控除等の人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除等により、所得税が課税されない人

◆住民税からの住宅借入金等特別税額控除

(住宅ローン控除)の創設

国から地方への税源移譲の実施に伴い、平成19年分以降の所得税の額が減少し、所得税において住宅借入金等特別控除額が控除しきれない場合、その残額に相当する金額を翌年度の住民税の所得割額から控除することができます。

対象となる人

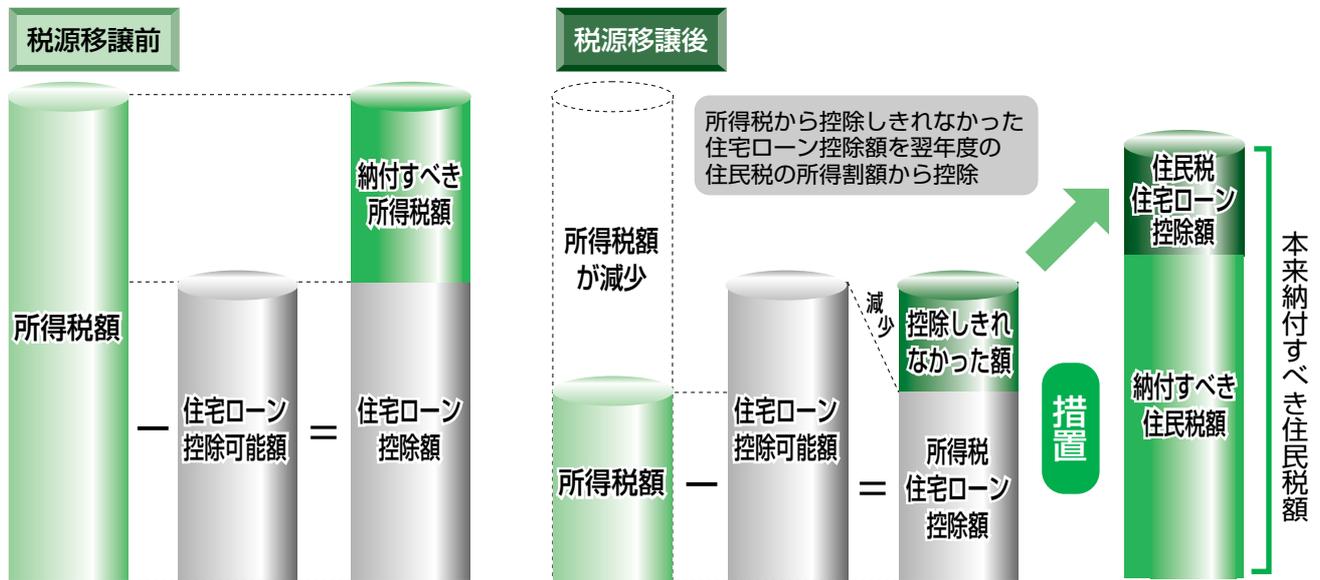
平成11年から平成18年までの間に入居し、住宅借入金等特別控除がある人で、平成19年分以降の各年分において、住宅借入金等特別控除可能額と税源移譲実施前の税率で算定した所得税額(住宅借入金等特別控除前)のいずれか少ない金額から当該年分の所得税額(住宅借入金等特別控除前)を控除した残額がある人

申告方法

平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける人	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない人	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告をされる人	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

※「市町村民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」は、税務課および各支所地域市民福祉課、各申告会場にあります。



(別表) 所得税と住民税の人的控除の差

所得控除		人的控除額		人的控除額の差 (A) - (B)
		所得税 (A)	住民税 (B)	
配偶者控除	一般	38万円	33万円	5万円
	老人	48万円	38万円	10万円
配偶者特別控除	38万円超 40万円未満	38万円	33万円	5万円
	40万円以上45万円未満	36万円	33万円	3万円
扶養控除	一般	38万円	33万円	5万円
	特定	63万円	45万円	18万円
	老人	48万円	38万円	10万円
	同居老親	58万円	45万円	13万円
障害者控除	普通	27万円	26万円	1万円
	特別	40万円	30万円	10万円
同居特別障害者加算		35万円	23万円	12万円
寡婦控除	一般	27万円	26万円	1万円
	特別	35万円	30万円	5万円
寡夫控除		27万円	26万円	1万円
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円
基礎控除		38万円	33万円	5万円

問い合わせ 税務課 TEL 33-1023

市政懇談会報告

10月1日から11月21日まで市内16カ所で、延べ1,186人の市民の皆さんに参加していただき「市政懇談会」を実施し、石井市長をはじめとする市幹部職員が市民の皆さんと意見交換を行いました。懇談会にあたり、市長からまちづくりの基本としての取り組みである、「環境・観光都市づくり」「市民の皆さんとの協働によるまちづくり」「教育の充実」「産業の育成」などについての取り組みのあいさつがありました。

寄せられたご意見は、十分精査して今後の予算や市政運営に役立てていきたいと考えています。



市政懇談会の様子（千倉地区）

【企画部関連】

質問 団塊世代の大量退職に伴い、市として移住促進などの取り組みは？

回答 いきなり「住む」ことを目指すのではなく、まず「南房総市を知ってもらう取り組み」を進めていきます。交流や観光体験を通して、この地域の良いところや悪いところを知ってもらい、そのうえで定住へ向けて取り組んでいきたいと考えています。館山市とともに、地域回帰支援センターなどを通してさまざまな活動の情報提供をしているところですよ。

質問

合併して1年半が経過したが、今後財政が悪化した場合、再合併の可能性はあるか？

回答 現在の財政状況としては、再び合併しなければならぬような状況ではなく良好であると認識しています。再合併については、県では合併についての第2期合併構想を持っています。鋸南町、南房総市、館山市、鴨川市を範囲として考えているようですが、特段すぐ取り組む予定はありません。今後の過程としてはありうると思えます。

【総務部関連】

質問 財政基盤の確立について、市はどのような考えか？

回答 返すお金よりは多く借らないことを基本理念に財政運営をしています。市債の中では地方交付税で交付される部分もありますが、普通交付税については元利償還金の70%を交付税で交付されるケースもあります。そのため地方債残高は263億円ありますが、本来の借金については73億円になります。地方債のひとつの考え方として、

学校建設にかかる費用などは後世の子どもたちも利用するため負担を平準化するということもありま

質問 現在、市職員数が700人とのことだが、どのくらいの人数で自治体運営が可能と考えるか？

回答 現在、合併当時の施設形態を保っていますが、今後は市内施設の再編を検討し、統廃合が必要となります。それらの将来的計画が策定されることにより、必要な職員数も定まると考えています。一般的な目安としては、「人口1000人に対して1人の職員」と言われています。

【保健福祉部関連】

質問 安房医師会病院について、市で把握している現状を説明願いたい。

回答 最近、新聞報道などで皆さんもご存知のことと思います。急速に経営が悪化し、このままでは立ち行かなくなるため外部の有識者から意見をもらい、現状の経営体系を変更して経営委譲したらどうかという意見でまとまっている状況です。医師会立の病院ではありますが、行政が全く関係ない施設でもなく、経営委譲をするにしても救急医療など住民の皆さんが安心して生活できるように医師会と話をしながら進めていかなければならないと考えています。

要望

学童保育所の運営について、児童の父母の会が運営をしている。職員の給料や雇用保険、社会保険の手続きなど高度な事務力が求められるため負担に感じる人も多い。行政で運営出来るよう検討してほしい。

回答

市内の各学童保育所などの運営形態はさまざまですが、補助などの支援をしています。市で直接運営するには財政面から考えても困難な状況ですが、検討を重ね子育て支援の充実を図っていきます。

〔生活環境部関連〕

質問 10月1日から国が緊急地震速報

を始めたが、携帯
電話の情報配信、



地震速報について説明願いたい。

回答 市民の皆さんから、携帯メール

アドレスを登録していただき、防
犯・火災などの情報を提供するも
のです。登録の仕方などにつきま
しては、市ホームページまたは広
報紙9月号をご覧ください。

また、消防庁の全国瞬時警報シ
ステムとして、気象庁から情報が
流れると、防災無線を通じて皆さ
んにお知らせするシステムを現在、
構築しています。

質問 火葬場建設の進捗状況は？

回答 平成16年12月の山名区（三芳地
区）で受け入れを了解いただき、
安房郡市広域市町村圏事務組合が
地元と協議し進めています。平成
17年度は地形測量、平成18年度に
は地質・地盤調査を行いました。
今年度は造成・建築の基本設計を
行い、来年度は用地買収を進めて
いく予定です。平成21年以降に造
成工事が始まり、工期は3、4年
かかる予定です。

質問 千倉清掃センターが平成25年で

閉鎖とのことだが、安房郡市広域
市町村圏事務組合にて建設を予定

しているごみ
処理場につい
て進捗状況
は？

回答 平成25年3

月に閉鎖予定
でありました

が、今回の調査結果を踏まえ、焼
却炉の稼動については早急な停止
を考えています。最終処分場と分
別ごみ用のストックヤードについ
ては引き続き使用できるようおお
むね了解を得ています。

また、広域ごみ処理場について
は、現在候補地を検討しているこ
ろです。富浦、館山、千倉の3
カ所の条件などを検討し、候補地
が決定してからおよそ10年をめど
に完成の予定です。

〔農林水産部関連〕

質問 イノシシ被害が多い。他の自治

体では研究者を講師として講習会
を開いたようだが、被害対策のひ
とつとして講習会などを設けてほ
しい。

回答 今後も研修会を行っていきたい
と考えています。

〔商工観光部関連〕

質問 若者の雇用の場拡大のため、企

業誘致の考えは？
回答 考えていますが、簡単には進ま



ないということが実情であり、十
分に検討したいと考えています。

質問 観光面において、市はどのよう

な点を問題意識としてもっている
か？重点目標はなにか？

回答 近年、観光自体が変化しており、

見る観光から体験観光へと変ぼう
を遂げています。地域をあげて観
光客を迎え入れ、観光事業者だけ
ではなく農業・漁業事業者とも
に協力しながら、観光事業に取り
組んでいきたいと考えています。

〔建設部関連〕

要望 各種要望事業について早期整備

をお願いしたい。
回答 要望をいただいています。再度
現場を確認しますが、予算の関係
により緊急度の高いものから対応
しています。

質問 国道410号（丸山地区）の工

事進捗状況は？

回答 国道410号について、国道か
ら安馬谷バイパスとして施工中で、
1月末をめどに供用開始予定です。
今年度、川崎橋の橋梁設計を行い、
県も公共事業として進める方針で
すので、今後進展があると予測し
ています。

〔教育委員会関連〕

質問 今後の市内学校の再編計画はあ
るか？

回答 小中学校を含めて約1/2程度
にしていきたいと考えています。
検討委員会を早期に立ち上げ、来
年2月くらいまでに答申をしても
らい、来年度4月以降から6年く
らいかけて小学校の見直しを行っ
ていきたいと考えています。その
後は約4年間で中学校の再編を行
う予定です。

〔水道部関連〕

質問 水道のアスベスト管について、

今後交換の予定、またそれらは健
康状態に影響はあるのか説明願
いたい。

回答 市内全域のアスベスト管を交換
するには今後14年間かけて行う計
画です。また世界保健機関（WH
O）によると、それらは健康状態
に影響はないと発表されています。

報告については、主な内容を掲載して
います。ほかのご意見などについては、
市のホームページや市長への手紙設置場
所に冊子してありますのでご覧ください
。また、掲載内容は簡素化して記載し
ている場合や類似のご意見・ご要望など
を一部統合して記載している場合があり
ますのでご了承ください。

問い合わせ

秘書広報課 TEL 33-11002

市長への手紙 掲示板

市長への手紙（10月から11月まで）に寄せられたご意見の一部を紹介します。ご意見は市長が拝見し、市民と協働のまちづくりに役立たせていただきます。

行政 改革

☑市役所（支所）の利用システムについて、窓口業務時間が午後5時30分までというシステムを変更できないか。会社勤務している場合は間に合わないことがある。

回答 市では、会社勤務などの都合で開庁時間に市役所に来ることが出来ない市民の皆さんの利便性を図るため、住民票や印鑑登録証明書、税関係の証明書などの交付について開庁時間内に電話予約（市民課 TEL 33-1051）をしていただき、閉庁日に交付する「電話予約による証明書などの休日交付」を実施しています。

また、11月1日から毎週木曜日に住民票や印鑑登録証明書、税関係の証明書などの交付を扱う窓口の時間延長について、本庁のみ午後7時30分までの2時間を実施します。ただし、次の木曜日の場合は実施しません。

①国民の祝日 ②12月28日から翌年1月3日までの日 ③8月13日から15日までの日 ④災害などの特別な事情がある場合



市役所本庁舎

学校 統合

☑同級生が5人で切磋琢磨できるのでしょうか？運動会は毎年5人でかけっこをするのでしょうか…「小学生になったら友だち100人できるかな」なんて歌うことができません。未来ある子供たちのため、学校統合は1日たりとも待ってられないことと考えます。

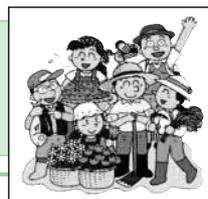
回答 平成10年度と平成19年度の10年間で、園児は147人、児童は772人減少し、今後もこの傾向は進むものと考えられます。幼稚園や学校教育は、学業だけでなく、集団生活を通じて社会性や協調性を養うことも大事なことです。自立した人間性を育む学校環境において、学校の小規模化、少人数化によるさまざまな問題が懸念されています。

このことから、市ではこれら問題の解決を図るため、本年度において、幼稚園、小中学校再編検討委員会を設置しました。市立学校などの適正配置を総合的に検討し、学校再編計画を策定する予定です。

そして、平成20年度から複数の幼稚園・小学校の再編を進めていく計画です。

定住 促進

☑田舎暮らしにあこがれても現在、聞くところがないため、以下の提言をする。
1. 不動産業者で信用できる店を選定し、市の嘱託とする。
1. 指定店に統一看板を設置し、相談しやすい様にする。など



回答 定住促進に向けた手立てが緊急の課題であると認識しています。

現在のところ、このような問い合わせがあった場合は「NPO法人南房総いなぐらし応援団」をご紹介しますが、今後とも当該NPO法人と連携を図るとともに、市独自の施策も検討していきます。

※紹介した内容および回答については、紙面の都合のため抜粋で表記してあります。



市長へのご意見・ご提言をお寄せください！

市役所本庁、三芳分庁、各支所、白浜フローラルホール、千倉公民館、丸山保健福祉センター、和田地域福祉センター、とみうら元気倶楽部に「市長への手紙」および提案箱を設置してありますので、ご利用ください。

ホームページ内のアンケートでもお聞きしています！

市民の皆さんからの建設的なご意見などを、お寄せください。皆さんからの「ご意見・ご提言」は、すべて市長が拝見し、今後の市政運営に活用させていただきます。

問い合わせ 秘書広報課 TEL 33-1002

■ 千葉県体育指導委員
功労者表彰受賞

12月2日(日) 船橋市運動公園体育館で開催された第24回千葉県体育指導委員研究大会表彰式において、体育指導委員の鈴木敬一さんと渡邊弘行さんが、長年の功績が認められ、千葉県体育指導委員功労者表彰を受賞されました。

お二人は、高齢者の健康づくり、軽スポーツの普及・発展に努め、市民の健康の維持増進、世代間の交流、青少年の健全育成に貢献し、気軽にスポーツに親しめる環境づくりに取り組み、健康で明るい生活づくりに尽力されています。



渡邊弘行さん
(丸山地区)



鈴木敬一さん
(白浜地区)

■ 第56回県乳牛共進会
安房拓心高校の乳牛 名誉賞

11月30日(金) 千葉市の家畜市場で、乳牛の容姿の県内チャンピオンを決める「第56回千葉県乳牛共進会」が開催されました。

県内の代表牛が出場する大会で、年齢や出産経験の有無から8部門に分けて審査し、各部門のトップを選出し、その中から未經産、経産それぞれの名誉賞が選ばれました。

経産の部で安房拓心高校の乳牛が県下の高校としても初の快挙となる名誉賞を受賞しました。

酪農の発祥の地である安房地区の出品牛は4部門で優等賞1席を受賞するなど、めざましい活躍を見せました。



名誉賞を受賞した
アワノー・ドラマチック・デニス

■ JR駅からハイキング開催

JR東日本では、おなじみとなりました「駅からハイキング」を開催します。新日本百名山のひとつでもある鳥場山から広がる雄大な景色が見渡せる「花嫁街道ハイキング」、大房岬の数々の名所巡りと広大な菜の花畑が出迎えてくれる「花の富浦ハイキング」、どちらも2月に行われ、魅力ある「駅からハイキング」として人気があります。

また、今回は1月1日から3月31日までの「おいでよ房総 春！発見」キャンペーン期間中ともなりますので、ぜひ、皆さんもこの機会に歩いてはいかがでしょうか？



黒滝 落差15m

「花嫁街道ハイキング」
2月9日(土)・10日(日)

「花の富浦ハイキング」
2月23日(土) 1日限り



菜の花畑と道の駅
枇杷倶楽部

参加費 無料
特典

参加記念バッチ・地元ちよっぴりサービスなど

申込および問い合わせ

駅からハイキング事務局

TEL 03-5447-0973

FAX 03-5447-7894

<http://www.jreast.co.jp/hiking/>

携帯サイト

<http://www.jreast.co.jp/hiking/m/>

■ 平成20年住宅・土地統計調査

平成20年10月1日、住宅・土地統計調査が実施されます。

この調査は、住宅の数、住宅の種類や設備、居住している世帯の状況などを調べ、わが国の住宅および土地とこれらを取り巻く環境に関する国民生活の実態を明らかにし、生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的としています。

調査の実施に先立って、調査員が担当する調査区域を明確にしておく必要があります。1月中旬以降、県から任命された調査員15人が市内担当区域を巡回しますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ

企画政策課 TEL 33-1001

こんなことがありました。お知らせ

■ 「住民税の申告」と
「所得税の確定申告」

「住民税の申告」と「所得税の確定申告」の受け付けを次のとおり行います。

申告期間

2月18日(月) から
3月17日(月) まで (土日を除く)

申告会場

市役所本庁別館、富山支所、三芳農村環境改善センター、白浜支所、千倉支所、丸山公民館、和田支所

※ なお、詳細につきましては、お知らせ版2月号または回覧などでお知らせします。

問い合わせ

税務課 TEL 33-1023

■ 三芳浴場開放日変更

日ごろ、三芳保健福祉センター浴場をご利用いただきありがとうございます。現在、三芳浴場は月、水、金曜日の週3日間開放していますが、利用者の減少により4月から水曜日の開放を休止し月、金曜日の週2日間に変更します。

問い合わせ

健康増進課 TEL 36-1152

■ 平成20年度

入札参加資格審査申請

市が発注する建設工事、業務委託、物品購入などで入札に参加を希望する

る場合は、南房総市入札参加業者資格者名簿に登録されることが必要です。

市では、平成20年6月1日から平成21年5月31日までの1年間を有効期間とする、入札参加資格審査申請の受け付けを次のとおり行いますので、入札に参加を希望する業者などは、必ず申請してください。

受付方法 郵送(持参も可)

受付期間 2月1日(金) から
2月29日(金) まで

※ 土・日・祝日を除く

申請書作成要領などの配布

原則、市のホームページからのダウンロードで対応をお願いします。

問い合わせ

財政課 TEL 33-1022

■ 貯水槽水道の適切な管理

マンションやビル、大型店舗などで、貯水槽水道(受水槽や高置水槽のある建物)を使用の場合、受水槽以降の設備・水質の管理は、建物の所有者または管理者が行うことになっています。

安全でおいしい水道水を水道事業者がお届けしても、受水槽が汚れていると安心して水道水を飲んでいただくことができません。

なかでも、受水槽の有効容量が10㎡以下の小規模貯水槽水道は、水道法の規制を受けないため、管理が不適切なものが見受けられます。

受水槽の有効容量が10㎡を超える施設は、水道法により1年以内ごとの清掃および検査が義務付けられていますが、小規模貯水槽水道についても、十分な衛生管理をお願いします。

水槽の清掃

1年以内に定期的に行いましょう。

施設の点検

マンホールのふたの施設、亀裂の有無、防虫網の設置などの点検を定期的に行いましょう。

水質のチェック

水の色や味、においなどに注意して、異常があれば水質検査をしましょう。

定期検査

管理状況について1年に1回定期的に検査を受けましょう。

貯水槽水道とは・・・

南房総市水道部や三芳水道企業団などの水道事業者から供給される水のみを水源とし、その水をいったん受水槽で受けた後、利用者に飲み水として供給される施設の総称です。

問い合わせ

富浦・三芳地区

三芳水道企業団 TEL 22-3729

他地区

水道部管理課 TEL 46-2954

■ 奨学資金貸付制度

この制度は、高等学校・専門学校・大学などに入学が決定または

在学者で、学業が優秀な人に対し、修学上必要な学費を貸し付けることにより、これからの修学を容易にすることを目的としています。

貸付条件

1. 本市に住所が有り、引き続き1年以上居住している人または引き続き1年以上居住している人の子弟であること。
2. 学業の成績がすぐれ、品行が正しいものであること。
3. 経済的理由により修学が困難であること。

貸付金額

高等学校 月額2万円以内
専修学校専門課程 月額4万円以内
大 学 月額4万円以内

※ 大学と専修学校専門課程については入学準備金として30万円以内(1回のみ)

貸付利息 無利息

償還方法

貸付期間が満了した月から起算して1年後から、貸し付けを受けた倍の期間内に月賦均等方式により償還

申込方法

平成20年4月からの貸付希望者は、申請書類を3月上旬までに学校教育課へ提出してください。

問い合わせ

学校教育課 TEL 46-2962



南房総市 子育て支援プロジェクト会議発足

～市民の皆さんの意見を大募集～

市では、地域子育て支援拠点事業や子育て支援の体系づくりについて、昨年9月に「南房総市子育て支援プロジェクト会議」を発足させ協議を重ねています。

地域子育て支援拠点事業とは・・・

少子化や核家族の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が変化している中で、地域において子育て親子の交流などを促進する子育て支援拠点を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的としています。

●意見募集&アンケート

今後も協議を進めていくうえで、多くの市民の皆さんの声を反映させていきたいと考えていますので、ぜひ、皆さんの声をお寄せくださるようお願いします。

●意見募集について <http://www.city.minamiboso.chiba.jp>

ホームページによる市民の意見募集を行います。

●実施期間 1月21日（月）から2月29日（金）まで

●アンケート調査について

1月から3月までの乳幼児健診の対象者に、健診会場でアンケートを実施します。

学童保育所の入所申し込み

4月からの富浦、平群、三芳学童保育所（公立）の入所受け付けを実施します。

●入所対象児童 幼稚園児および小学校1年生から小学校3年生で次のいずれかに該当する場合は、

- ①保護者が昼間に居宅内外で労働することにより、それに代わる人がいない。
 - ②保護者や家族が病気または看護のため、家庭で適切な保護を受けられない。
- ※入所審査基準表による審査があります。また、定員に限りがあります。



●受付日時場所

受付期間	時間	場 所
1月15日（火） ～31日（木） （土・日を除く）	8:30～ 17:30	富浦本庁（市民課） 富山支所（地域市民福祉課） 三芳分庁（子育て支援課）

●保育時間

- ①平日 下校時～18時
- ②春・夏・冬休み 8時～18時
- ③その他（学校行事の代休日）8時～18時

●保育料(参考)

- ①保険料（年間）2,000円程度
- ②保育料
 - A 毎日コース 月額8,000円（おやつ代を含む）（ただし、8月は14,000円）
 - B 週3日コース 月額5,500円（おやつ代を含む）（ただし、8月は10,000円）
 - C 長期休暇のみのコース
夏休み（7月は800円×利用日数、おやつ代を含む。8月は14,000円、おやつ代を含む）



問い合わせ 子育て支援課 TEL 36-1153

わが家の耐震相談会を開催

～地震に備えわが家の耐震化を～

- 日 時 2月24日（日）午後1時から午後5時まで 場 所 とみうら元気倶楽部
- 内 容 ①ミニ講演会 耐震診断や改修についての基礎的な知識についてお話します。
②個別相談会 木造住宅を対象とした耐震について、相談員が住まいの状況に応じた個別相談をします。

※ 費用はすべて無料で、個別相談会は、予約制となります。予約は、建設部管理課まで、電話でお願いします。個別相談会を希望される場合は、自宅の写真や図面など（建築確認書類など）をお持ちください。

問い合わせ 建設部管理課 TEL 33-1102

南房総市環境基本条例が 制定されました

あらためて『環境』について考えてみませんか

●なぜ、環境基本条例を制定する必要があるのでしょうか？

南房総市は三方を海に囲まれ、自然景観に富んだ海岸線や緑豊かな山々など、美しい自然環境に恵まれています。その恩恵を受けて私たちは健やかな生活を営むことができました。しかし、私たちが便利で快適な暮らしを追い求めてきた結果、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動となり、地球温暖化やオゾン層の破壊、ごみ問題など、さまざまな環境問題を引き起こしてしまいました。私たちには、この豊かな自然を守り、育て、そして次の世代へ引き継いでいく責任があります。

このような視点から、市民や滞在者、事業者、そして市のそれぞれの役割や行動を定め、環境の保全と創造に関する取り組みを推進するため、その基本的な事項を定めた『南房総市環境基本条例』を制定しました。

この条例は、平成19年12月議会で可決され、平成20年1月1日から施行されました。

■条例の基本理念（基本的な考え方）

- (1) 健全で恵み豊かな環境の保全と将来の世代への継承
- (2) 市、事業者、市民および滞在者の協働による環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な社会の構築
- (3) 地域の特性を生かした、人と自然との共生が確保できる市の実現
- (4) 地球環境の保全の積極的な推進



■基本理念を実現するために……

市の責務

< 市が取り組むこと >

- 環境の保全と創造に関する基本的・総合的な施策の策定と実施。
- 市民や事業者などの環境保全活動の支援をする。
- 環境への負荷の低減に努める。

事業者の責務

< 事業者が取り組むこと >

- 公害を防止し、自然環境保全への措置を講じる。
- 製品その他の使用、廃棄などによる環境への負荷の低減に努める。
- 市が実施する環境施策や地域活動に協力する。

協働

市民の責務

< 市民が取り組むこと >

- 日常生活において、環境への負荷の低減に努める。
(省エネやごみの分別、資源化など、環境にやさしい行動をする)
- 市が実施する環境施策や地域活動に協力する。

滞在者の責務

< 滞在者が取り組むこと >

- 滞在中、環境への負荷の低減に努める。
(省エネやごみの分別、車でのアイドリングストップなど、環境にやさしい行動をする)
- 市が実施する環境施策に協力する。

環境学習会が開催されました！～市が新たに取り入れたインターネット環境家計簿～



東京電力(株)職員により地球温暖化防止対策を学ぶ

12月9日(日)千倉保健センターで、環境学習会が開催されました。

東京電力株式会社木更津支社の職員により、身近なことからできる地球温暖化防止対策や市が新たに取り入れたインターネット環境家計簿の使い方について、説明がありました。

市では、今後も環境家計簿の普及・啓発をしていきますので、ぜひ、市民の皆さんもご利用ください。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

～重度心身障害者 医療費支給制度～

知っておこう 障害福祉制度

161.5

問い合わせ 社会福祉課 TEL 36-1151

今回は、市が実施している重度心身障害者への医療費の支給制度を紹介します。

この制度は、重度心身障害者が医療機関で診療を受け、支払いを済ませた医療費などを市へ申請することにより後日、償還払いで医療費などを支給するものです。

【対象者および住所要件】

対 象 者	住 所 要 件
①身体障害者手帳所持者で 1級または2級の障害がある人	市の住民基本台帳に登録され、または市の外国人登録原票に登録されている人 ※ただし、市の国民健康保険に加入している人については、住所要件はありません。
②療育手帳所持者で A、Aの1、Aの2、Aの1またはAの2の障害がある人	

【支給内容】

対象者が診療を受け、支払った自己負担分の医療費など（保険診療分）が支給対象となります。

- 食事の標準負担額は除きます。
- 次の場合は、負担または支給された額を控除した額が支給対象となります。
 - ・医療費が公費負担される場合（特定疾病・更生医療・育成医療など）
 - ・付加給付金、高額療養費などが健康保険（保険組合・社会保険事務所・国民健康保険など）および老人保健から支給される場合
- 対象となるのは、手帳が交付された月の初日からの医療費などです。
- 重度心身障害者医療費の支給を受けた医療費は、確定申告の医療費控除の対象にはなりません。

【所得制限】

平成19年8月診療分から、一定課税額以上の人については支給の対象外となっています。

課税額の確認のため、新規申請時および毎年7月から8月の間に、現況届を提出していただきます。

なお、一定課税額以上の人とは、次のいずれかの市町村民税所得割額が年235,000円を超えた場合です。

- ①対象者が国民健康保険以外の医療保険の被保険者の場合、その対象者本人の課税額
- ②対象者が国民健康保険以外の医療保険の被扶養者の場合、その被保険者の課税額
- ③対象者が国民健康保険の被保険者で、対象者本人および対象者が加入している国民健康保険の被保険者全員の課税額の合算額

【申請手続】

必 要 書 類	提 出 先
医療機関の証明がある重度心身障害者医療費等支給申請書 ※1カ月ごとに、1カ所の医療機関で1枚必要です。 ※医療機関の証明は、領収証で証明欄の内容が確認できる場合は省略できます。	社会福祉課、市民課および 各支所地域市民福祉課 (三芳支所を除く)

※医療費などを支払った月の翌月の初日から2年を経過すると、申請することができません。

平成19年度 基本健康診査の結果

健康だより

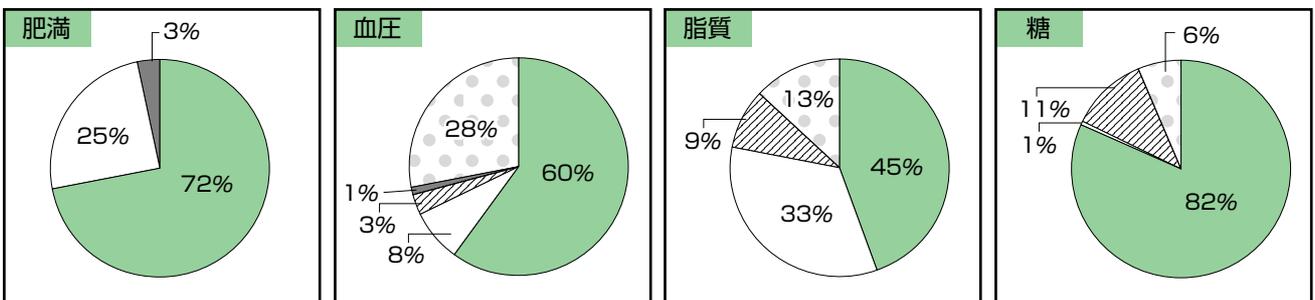
問い合わせ 健康増進課 TEL36-1152

基本健康診査の結果 受診者数6,934人

(単位:人)

結果\項目	肥満	血圧	脂質	糖	肝臓	貧血	尿酸
異常なし	5,007	4,171	3,093	5,668	5,654	5,263	6,194
要観察	1,715	539	2,324	36	564	1,241	0
要精検	0	218	615	795	576	388	648
要治療	212	76	0	0	42	0	0
継続治療	0	1,930	901	435	97	41	91

■ 異常なし □ 要観察 ▨ 要精検 ■ 要治療 ● 継続治療



コレステロールに要注意!

上のグラフからもわかるように「脂質」は42%の人が要観察・要精検になっています。脂質異常は、脂肪分の多い食事、コレステロールを多く含む食品のとりすぎ、また食べすぎ、飲みすぎなどによる食生活の乱れと深い関係があります。脂っこい料理、動物性脂肪、コレステロールの高い食品のとりすぎに気をつけましょう。

メタボリックシンドローム該当者・予備軍は検診受診者の26.5%!

基本健康診査を受診した人のうち、メタボリックシンドローム該当者は690人(男性434人、女性256人)、メタボリックシンドローム予備軍の該当者は1,150人(男性601人、女性549人)です。メタボリックシンドロームは自覚のないうちに動脈硬化を急速に進行させ、心臓病や脳卒中をはじめとした循環器病を引き起こす原因になり、また糖尿病を悪化させます。現在、日本人の死亡原因の3割は動脈硬化によって起こる心臓病と脳卒中です。これらの病気は、死からまぬかれても、重い後遺障害が残るケースが少なくありません。

メタボリックシンドロームを予防・解消するには、まず内臓脂肪を減らすことが大切です。内臓脂肪を減らすためには「運動」と「食事」を見直すことです。「運動」は今より体を動かすことを意識すること、「食事」はバランスのよい食生活や正しい食習慣を身につけることが重要です。

☆メタボリックシンドロームの診断基準

- ①腹囲 男性85cm以上、女性90cm以上に加えて次の②～④の2項目以上に該当
- ②血糖 空腹時血糖110mg/dl以上
- ③血圧 収縮期血圧130mmHg以上または拡張期血圧が85mmHg以上
- ④脂質 中性脂肪150 mg/dl以上またはHDLコレステロール40 mg/dl未満



メタボリックシンドローム

※①の腹囲に加えて②～④の1項目に該当した場合はメタボリックシンドローム予備軍です。

定期的に健診を受けて体の状態をチェックすることを忘れずに!
健診結果で「要精検」「要治療」があった場合には、必ずかかりつけ医などで受診しましょう。

平成19年10大ニュース

市の1年を振り返ってみました
※職員が選んだ10大ニュースです。

順位	内 容
1	館山自動車道全線開通 ～ぐっと便利になる南房総への旅～ (7月4日) 高速バス「羽田空港・横浜駅線」運行開始(9月1日)
2	ちばデスティネーションキャンペーン「房総発見伝」としておおいに盛り上がる!(2月～4月) 蒸気機関車D51-498疾走(2月3日・4日・10日・11日・12日) 南房総フラワーマーチ 歩こう!花と海と太陽と!(3月2日～4日) 第16回全国ハーブサミット南房総大会(4月14日～16日) 駅からハイク(花嫁街道・花の富浦・とみさん伏姫伝説ハイキング)
3	「ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷 南房総」 への実現「総合計画策定」(12月)
4	行政改革始まっています! 市役所の組織変更(4月1日～) (支所2課体制・グループ制の試行・課の統合・部署の新設) 行政サービスの向上 窓口「納得」宣言(6月) 市役所本庁窓口業務延長!毎週木曜日、午後7時30分まで(11月1日～)
5	「南房総市安全安心メール」配信開始(9月1日～)
6	まちの玄関口 待望のJR千倉駅完成(8月9日)
7	市議会インターネットライブ中継 ～12月定例会から配信スタート～
8	「南房総市民環境大学」開設(8月25日～11月17日) ～美しく快適な生活環境づくりについて学びます～
9	少子化対策の子育て支援実施 市の新制度「南房総市ぜんそく等小児指定疾患医療費助成事業」 ブックスタート事業開始(10月1日～) 母子家庭自立支援教育訓練給付事業
10	市長が地元にお伺いします!「市長出前講座」・市民意識の把握「市政モニター」募集(9月1日～)



蒸気機関車 D51-498



JR千倉駅

10大ニュース・民話



館山自動車道全線開通



ハーブサミット南房総大会



ブックスタート事業

親の命はもどらない」と言いました。
これを伝え聞いた
領主の酒井大和守
は、たいそう感心し、
茂左衛門を召し出し
「これからも親に孝
行しなさい」といつ
て、たくさんのお金
をほうびにください
ました。



でも、家に病気で寝たきりの父親がいたの
で、その世話のため住み込みで働きに出られ
なかったのです。
ある日、茂左衛門が家に帰りますと、あた
り一面の山火事で、どここの家にも火が移りそ
うになっていた。村人たちは消火に一生懸命
でした。驚いた茂左衛門は家に飛び込むと父
親を背負い、安全な場所をめざし、どんどん
逃げ出しました。
村人たちが「病人などにかまっている家
が焼けてしまうぞ」としかりつけますと、茂
左衛門は「家は焼けてもまた建てられるが、
親の命はもどらない」と言いました。



「孝子茂左衛門」
～第21話～
生稲謹爾



～市民活動団体の紹介⑥～

市民提案型まちづくりチャレンジ事業を実施する団体などを毎月紹介します。

団体名：南房総・平和をつくる会
事業名：歴史資源を活かした
 平和なまちづくりプロジェクト



花と戦争遺跡写真展

南房総・平和をつくる会は、地域の歴史を知りたい・伝えたいという想いのもと、平成18年に結成しました。南房総市内に点在する戦争遺跡の調査・保存および戦争体験者からの聞き取りを行い、後世に伝えること。戦争当時の地域の歴史や平和について学ぶ機会をつくり平和なまちづくりに

貢献することを目的に活動しています。これまで、三芳・丸山地区の戦争遺跡をめぐるフィールドワークや主要な地下壕の測量、平和のためのセミナーや花と戦争遺跡写真展の開催による平和なまちづくりの啓発に努めてきました。

今後、今回の「歴史資源を活かした平和なまちづくりプロジェクト」では、戦争遺跡の分布マップをつくるワークショップと平和学習セミナーを次のとおり開催します。多数の市民の皆さんの参加をお待ちしております。また、随時、戦争体験談や遺跡の情報、写真、日記、文書などの資料を募集しております。皆様のご理解とご協力をお願いします。

連絡先および代表者

南房総市千代62 代表者 八木 直樹 TEL 36-3059



特攻機「桜花」発射基地跡

連続講座「ふるさとの戦争を知る」のご案内

第1回	1月27日(日) 午後1時30分から 三芳農村環境改善センター3階 視聴覚室
講演	安房の本土決戦体制と特攻機「桜花」下滝田基地
講師	愛澤 伸雄 (NPO南房総文化財・戦跡保存活用フォーラム理事長)
第2回	①2月9日(土) ②2月16日(土)
①	フィールドワーク 三芳の戦争遺跡を歩く 定員10人
②	三芳の戦争遺跡図をつくる(①の参加者のうち希望者)
第3回	3月9日(日) 午後1時30分から 三芳農村環境改善センター3階 視聴覚室
講演	世界史から見た幻の本土決戦
講師	栗田 尚弥さん(國學院大學講師)
講演後	記録映画「沖縄戦 未来への証言」(55分)上映

『有料広告』を募集します!

毎月第2木曜日発行17,000部
 1クール60,000円(20,000円/月)

1年間を4半期に分け、3カ月間を1クールとし、

4・5・6月号、7・8・9月号、10・11・12月号、平成21年1・2・3月号掲載分の有料広告を募集します。

申込方法 申込書に必要事項を記入し、直近1年分の納税証明書(入札参加資格審査申請をしている場合は不要)および掲載する版下(完全なデザイン化された原稿)を提出してください。

※版下作成は申込者にて作成をお願いします(電子データ可)。規格は、縦45mm×横86mm(カラー)です。

募集要綱および申込書は、ホームページ<http://www.city.minamiboso.chiba.jp>からダウンロードできます。

申込および問い合わせ 秘書広報課 TEL 33-1002 〒299-2492 南房総市富浦町青木28

有料広告

※広告内容についての問い合わせは広告主までお願いします。



ちばぎん

資産運用のご相談は
ちばぎんへ

千葉銀行 千倉支店
TEL.0470-44-1511

地魚料理

大小宴会承ります!
送迎致します



ランチは、お刺身定食ほかメニュー豊富で
ボリューム満点です

富浦ICから5500m程

〒299-2414
南房総市富浦町福沢808-5
TEL 0470-33-4450

たてしん教育ローン

特別金利キャンペーン実施中

取扱期間 平成19年10月15日(月)→平成20年5月30日(金)

くわしくは最寄りの店舗にお問い合わせください。



館山信用金庫

里見
和豚
もりにく
(有)重光

南房総市白浜町白浜2545
TEL 0470-38-4121



一世以上にわたり
「脂が命」とこだわり続けた
里見和豚
ほんとうの豚の味がする
是非一度食べて
もらいたい豚肉です